

職業紹介契約書

株式会社〇〇〇〇(以下、「甲」という)と株式会社ブイパック(以下、「乙」という)とは、次の権利職業紹介契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条(契約目的)

本契約は、乙が甲に対する人材の紹介を行い、甲がその人材を雇用することを目的とする。

第2条(職業紹介)

乙は甲からの求人情報について考え、求人条件に合致する人材を紹介するものとする。

乙は甲に対して、紹介する人材の履歴書等必要な情報を提供するものとする。

第3条(紹介料)

乙が紹介した人材が甲に雇用された場合、乙に対して、紹介した人材の想定年収の35%を紹介料として受け取るものとします。紹介料の支払いは、人材が雇用された日から30日以内に行われるとする。

(1)想定年収に含める給与

- ・基本給
- ・入社時点で算出可能な諸手当
(通勤手当は算出可能であっても想定年収に含めない)
- ・甲の全従業員の平均賞与月数を基準として算出する想定賞与額
- ・その他契約金、支度金等名目を問わず、入社にあたり支払われる金員

(2)想定年収に含めない給与

- ・月次の勤務状況に応じて支給される割増賃金
(勤務状況にかかわらず割増賃金相当額として毎月一定の金額が支払われる手当は想定年収に含む)

・通勤手当

(3)返金料率

- ・入社後30日以内50%、入社後60日以内30%、入社後90日以内10%(消費税別)を返金

第4条(秘密保持)

双方当事者は、本契約により知り得た相手方の機密情報を第三者に漏洩または利用しないものとする。

第5条(契約期間)

本契約の期間は、本契約締結日から一年間とする。ただし、契約期間終了の30日前までに当事者間で通達がない限り、期間を更新するものとする。

第6条(解除)

本契約は、いずれかの当事者が相手方に書面で通知した日から解除される。なお、紹介料の未払い等契約があった場合は、解除による損害賠償の対象となる。

第7条(管轄裁判所)

本契約に関して生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の通り、本契約を締結する。

令和 年 月 日

甲:住所:

社名:

氏名:

乙:住所:大阪市淀川区西中島1-13-9 コアステーションビル6階

社名:株式会社ブイパック

氏名:代表取締役:大原伸光

有料職業紹介事業許可番号 27-ユ-304280